

令和4年度(2022年)

事業報告書
収支決算書

本谷園原財産区

神坂神社氏子総代

覚 書

阿智村長 山内泰治を甲（以下「甲」という）本谷園原財産区総代長 渋谷秀逸を乙（以下「乙」という）及び阿智総合開発株式会社代表取締役 石田貞夫を丙（以下「丙」という）として、後記不動産について甲と丙が土地賃貸借契約にあたり、次のとおり覚書を取り交わし、後日の証とする。

不動産の表示

別紙 財産区事務所に保管

1. 昭和9年3月30日付けで智里村と小野川・本谷・園原三部落間で締結された智里村部落有財産統一整理協定書を遵守するものであり、別紙不動産は本谷・園原部落が智里村に直営地として譲渡した土地以外の土地である。
2. 甲が丙から受け取る賃貸借料については、その全額を乙に地域振興補助金として毎年12月20日までに交付する。
3. 土地賃貸借契約の締結並びに見直しは、甲・乙・丙協議の上行うものであり、乙も契約当事者として参加しているものである。
4. 甲と丙で土地賃貸借契約を締結した時点で、平成6年8月31日付賃貸人本谷園原財産区総代、賃借人阿智総合開発株式会社で締結した土地賃貸借契約及び平成6年2月14日付阿智村長と本谷園原財産区とで取り交わした同意書を本契約書及び覚書に代える。
5. 甲・乙・丙とで取り交わした覚書の解釈に疑義を生じたとき、及び覚書に定めのない事項については、甲・乙・丙とで協議する。

平成9年7月18日

甲	阿智村長	山内康治	㊟
乙	本谷園原財産区 総代長	渋谷秀逸	㊟
丙	阿智総合開発株式会社 代表取締役	石田貞夫	㊟
立会人	阿智村議会議長	松井完爾	㊟